

平成 20・07・24 関東産保第 4 号
平成 20 年 7 月 30 日

関東液化石油ガス協議会
会長 堀川 隆文 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司



液化石油ガス事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢強化
について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-278b-08-06）のとおり液化石油ガス販売事業者等に対し所要の対応を求ることとしました。
つきましては、貴団体傘下の液化石油ガス販売事業者等に対して、別紙の趣旨を踏まえ、液化石油ガスにおける災害防止の観点から、保安確保に関し万全の対応をするよう周知をお願いいたします。

経済産業省

平成 20・06・13 原院第 1 号
平成 20 年 7 月 10 日

液化石油ガス販売事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢強化について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-06



原子力安全・保安院は、平成 20 年 6 月 2 日付け中防災第 17 号（別紙）をもって、中央防災会議議長（内閣総理大臣）福田康夫から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、今般、液化石油ガス販売事業者等に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めることとします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害等のおそれのある地域にあっては、充てん容器等の設置場所に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。

中防災第17号
平成20年6月2日

原子力安全・保安院長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

福田 康夫



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれでは、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしており、災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、総力を挙げて対策の強化を図る必要がある。

過去の10年間(平成10年～平成19年)の自然災害による犠牲者をみると、風水害による犠牲者は692人にものぼり、第一の自然災害となっており、特に、平成16年には全国で死者が230人を数えるなど各地で大きな被害となったところである。

このため、別紙の記載事項に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、被災者の目線に立って、「何ができるれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取組みの充実を図り、特に下記の点に留意して、「犠牲者ゼロ」に向けた対策に一層努められたい。

なお、関係機関に対する指導方よろしくお願ひする。

記

1. 台風や大雨の際の外出時の死亡事故がなお相当数にのぼっており、このような事故を未然に防止する観点から、台風や大雨の際の外出を極力控えること等、平時から風水害の危険性について国民に周知の徹底を図ること。
2. 逃げ遅れによって死亡した高齢者が多数を数え、また、昨年は都市部の河川の増水において避難要請に従わず河川敷から逃げ遅れた者が出たり、避難勧告が発令されたにもかかわらず避難所へ避難した住民が少数であったといった事態が生じたことから、平時から早期避難の重要性について周知を図ること等、早期避難のための避難態勢の徹底等を図ること。

別紙

1. 近年における災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫、高潮等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、
 - ①災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
 - ②異常降雨時におけるダム等の管理の強化
 - ③降雨等の気象状況及び大雨警報や土砂災害警戒情報等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - ④洪水予報や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の防災情報の住民等への伝達の徹底
 - ⑤警戒避難態勢の強化等に万全を期すること。
また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携をはじめ、広報誌、防災行政無線等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。
なお、地下空間における浸水対策についても施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮すること。
2. 中央防災会議で平成17年3月に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに平成18年4月に報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(改訂版)及び平成19年6月に報告された「災害時要援護者対策の進め方」の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成、災害時要援護者情報の共有及び避難支援プランの作成等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。
3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。特に、平成19年において風水害により被害を受けた箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。